

日韓フードバンク・シンポジウム記録

第1部 プレゼンテーション

(発言記録は省略；スライド資料を参照)

第2部 パネル・ディスカッション

パネリスト

- (1) 江南基礎フードバンク 社会福祉士 チャン・チドク氏 (장 지덕/ Jang Ji-Duk)
- (2) 聖公会フードバンク代表 キム・ハンスン神父 (김 한승/ Kim Han-Seung)
- (3) フードバンク関西理事長 浅葉 めぐみ氏
- (4) 日本学術振興会特別研究員 角崎 洋平
- (5) 佛教大学福祉教育開発センター専任講師 佐藤 順子 (コーディネーター)

佐藤 コーディネーターの佛教大学・佐藤順子と申します。今日は長時間のご参加ありがとうございます。

パネリストを紹介します。まず、先ほどお話しいただいた、江南フードバンクのチーム員、チャン・チドクさん、聖公会フードバンク代表のキム・ハンスン神父、フードバンク関西理事長の浅葉めぐみさん、そして日本学術振興会特別研究員の角崎洋平先生です。

前半では、こちらが用意した論点についてパネリストの皆さんから発言していただき、議論を深めたいと考えております。後半では皆さんからの質問に基づいて質疑応答を進めていきます。

今日のパネル・ディスカッションにあたり、用意した論点は3つあります。まず韓国ではフードバンクが国策として、行政主導で立ち上げられ維持されていますが、フードバンクに行政が関与することのメリット・デメリットが何かという点です。

韓国では行政によって区単位までフードバンク・フードマーケットが整備されてきましたが、行政主導のメリット・デメリットについて、チャンさんからお話しいただけますでしょうか。

チャン：フードバンクが政府の支援を受けることのメリット・デメリットについて。江南フードバンクは基礎フードバンクです。全国フードバンクや広域フードバンクがどう考えているかは分かりませんが、基礎フードバンクが考えていることをお伝えします。

政府の支援を受けることのメリットは、食品寄付促進の法律に守ってもらっていることです。お金のことですが、予算が確保できるということです。日本のフードバンクの抱える問題は人件費ということですが、政府の支援によってそういう問題がある程度解決できるということがメリットです。予算に関しては大きく二つに分かれますが、一つは人件費、もう一つが施設の運営費です。お金は安定しているので、職員の勤労の環境を整える点ではメリットだと言えます。お金が安定しているので、問題点としては資源開発が発展できないと

ころもあります。

政府から続けて支援を受けるためには実績が必要になります。数字の価値が必要になります。必要な人に食品を配ることではなく、政府からの評価・条件に合わせるための活動になる恐れもあります。

聖公会フードバンクは多様な活動をしています。江南フードバンクは配布の役割を中心に担っていることが分かります。政府から支援を受けている基礎フードバンクは、保守的になってしまい、固定化することで多様な活動ができないというデメリットがあります。



チャン・チドク氏

佐藤 政府からの支援はどのような基準でなされるのでしょうか。

チャン 政府の評価は3年に1回行っておりますが、条件を詳しく定めているわけではなく、相対評価としてどのくらい寄付を受け、どのくらい多くの人に配布したかが、政府からの評価になります。

それで、上位圏に入るために、賞味期限が近づいた物品を寄付物品として受けることもあり、廃棄してしまった寄付物品を廃棄しなかったと政府に報告する恐れもあります。

佐藤 次に聖公会フードバンクのキム神父はいかがでしょう。聖公会フードバンクは制度化される前からこの活動をなさっているのですが、政府からの支援のメリット・デメリットについてお願いします。

キム 政府にシステムを導入した担当者と私たちが一緒にアメリカとカナダに、1996年にフードバンクに訪問しました。政府系フードバンクの始まりと、私たちのフードバンクの始まりはほぼ同時です。聖公会が政府のフードマーケットを一部受託して運営することになりましたが、受託した際の条件の一つは、今まで聖公会フードバンクが運営したフードバンクのルールを保ちながら併用することでした。その理由は、チャン・チドクさんが指摘したように、政府の支援のメリットとデメリットを組み合わせるための方法でした。



キム・ハンスン神父

佐藤 政府からの支援を受けてルールは変えないということですが、政府から支援を受けることの具体的なメリットは何ですか。

キム たとえば福祉施設の中でも政府の法律に基づいて建てられた公共施設もあれば、他方で民間の支援で建てられた施設もあります。政府は公的施設を中心に支援しています。困っているのは民間の施設のほうです。低所得者のなかでも、政府からの支援が受けられる人がいれば、いろいろな条件のせいで政府から支援を受けられない人がいます。でも、政府から支援を受けられない人のなかでは、もっと生活が貧しい人もいます。聖公会は、支援が必要なのに、

いろいろな条件のために政府からの支援を受けられなかった施設や人を中心に支援します。

佐藤 ありがとうございます。支援対象者の幅が広がるということでしょうか。

キム すべてを決定するのはお金です。一番目に決定されるのは政府の福祉予算です。福祉予算がまず設定されます。その予算によって条件をいろいろ定めています。所得額、財産額、家族の有無、そういう属性で対象にするか否かを判断します。例えばある人が退職したとして、引退前に買っておいた家があるとします。いまは退職したので給料がありません。家も売れません。財産への税金は続いて発生します。もう生活ができない状況です。しかし財産があるため、政府の支援を受けることはできません。そういう人が多いです。

福祉施設の場合、牧師、神父、お坊さんが子ども、おばあさん、障がい者と一緒に生活している施設がありますが、この家は福祉施設として登録できず、したがって政府からの支援を受けることはできません。その理由は、政府が支援する施設は障がい者の法律により障がい者だけを集めている施設や、子どもの法律により孤児を集めている施設、あるいはホームレスの法律によりホームレスだけを集めている施設。このような、法律により建てられた公共施設ではないが貧しい人と生活している施設が多く、韓国では「混合施設」と呼んでいます。私たちは政府から支援を受けられない貧しい施設を支援しています。

逆にお金が多いと、条件が一つずつなくなっていくます。最終的には、財産が多ければ必要な人すべてに支援できます。必要な人すべてに支援するのは理想に近いですが...

佐藤 ありがとうございます。行政の主導によって、先ほど江南フードバンクのチャンさんがおっしゃったように法律で守られたり、職員の安定的な雇用が確保されたりするけれども、他方でフードバンクの最終受益者、食料を受け取る個人の資格要件が非常に厳しく制



浅葉 めぐみ氏

限されます。それも予算の関係などで、ある年はもらえたり、次の年はもらえなかったりといったことがあります。けれども、民間主導であれば食に困っている人に対する促進ができると受け取らせてもらいました。

キム 政府の予算が多かったら条件が緩くなるし、予算が余るようであれば、条件が厳しくなります。

佐藤 浅葉さん、いかがでしょうか。先ほどのお話では、日本では農林水産省がフードバンクを推奨しているけれども、推奨以上のことではないわけで、行政が関与するとしたらメリットやデメリットは何でしょうか。

浅葉 韓国のソウルのフードバンクを見学したときに、施設は素晴らしいし、倉庫も大きいし、人件費は全て市と区からもらえるし、夢のようです。それと比べたら日本のフードバンクは必死で寄付を集め、小さな倉庫や事務所の中でやっているの、やる気満々でなかったらすぐ消滅してしまうような状況の中でやっています。韓国の基礎フードバンクの設備のすばらしさは、すごいメリットだと思いました。ただ予測されるデメリットは、今私たちはいろいろな取り組みをしているわけですが、ここに公的な支援が入ったら、活動の制約が入るのではないかと。たとえば対象をこういう人にすべきだとか、そういうことが日本でも入ってくると予測されます。いま自由なのはメリットかなと。

キム なぜ韓国政府は積極的にフードバンクを導入したかという、政府の支援の限界を感じたからです。ヨーロッパの場合は福祉の主体が政府です。ヨーロッパの思想は社会化です。アメリカの場合は福祉の主体が民間です。アジアの場合はコミュニティです。これが産

業化・都市化しながら、福祉の主体が政府に移りました。過去の小さなコミュニティはもう破壊されたのに、これに対する対案が作られていません。いつの日かコミュニティに戻らなければなりません。戻る歩みにあって、政府の力を借りていくか、苦勞するけれども民間の力で行くかは、選択の問題だと思います。

もう一つ、浅葉めぐみさんの発表に補足したい点があります。日本も韓国と同じく、製造物責任法（PL法）があります。たとえば食品企業や家電企業が商品を作って売り、事故が起きたら生産者は責任を持つべきです。そこで企業は生産物保険に加入します。フードバンク活性化法を作るときに、PL法が問題になりました。食品企業が、食品を寄付して事故が起きたら三つの問題が発生します。第一は刑事責任、告発者が政府・国家です。第二は民事責任。被害者が訴訟することです。第三は企業イメージの下落です。

フードバンク活性化法は、三つの問題を解決するため、民事訴訟が発生した場合に備えて、韓国のフードバンクが損害保険に加入する義務が定められています。毎年の活動規模によって損害保険料が異なります。その費用は政府が支援します。刑事上の責任は、宣言的な規定だけ入っています。寄付した企業やフードバンク、フードバンクのボランティア、食品を配達する過程で関わっている全ての主体が、大きな問題があったり、意図的に悪いことをしたりすれば問題になりますが、それではなければ責任を軽くするということが決まっています。これは強制的な事項ではありません。その理由は刑事の法律が民間の法律より上にあるからです。重過失というのは、賞味期限を保っていても、冷蔵庫に保管すべきミルクを常温で保管して寄付した場合です。意図的な目的過失は、食品が腐っていることを知っているにもかかわらず、寄付・配達した場合が入ります。第三は企業イメージの下落です。政府がイベントを通じてフードバンクを活性化できるようにしています。多く寄付をした企業に対しては表彰を出します。

キム なぜ韓国政府は積極的にフードバンクを導入したかという、政府の支援の限界を感じたからです。ヨーロッパの場合は福祉の主体が政府です。ヨーロッパの考え方は社会化です。アメリカの場合は福祉の主体が民間です。アジアの場合はコミュニティです。これが産業化・都市化しながら、福祉の主体が政府に移りました。韓国の小さなコミュニティはもう破壊されたのに、これに対する対案が作られていません。いつの日かコミュニティに戻らなければなりません。戻る歩みにあって、政府の力を借りていくか、苦勞するけれども民間の力で行くかは、選択の問題だと思います。

もう一つ、浅葉めぐみさんの発表に補足したい点があります。日本も韓国と同じく、製造物責任法（PL法）があります。たとえば食品企業や家電企業が商品を作って売り、事故が起きたら生産者は責任を持つべきです。そこで企業は生産物保険に加入します。フードバンク活性化法を作るときに、PL法が問題になりました。食品企業が、食品を寄付して事故が起きたら三つの問題が発生します。第一は刑事責任、第二は民事責任。被害者が法律的に対処します。第三は企業イメージの転落です。

フードバンク活性化法は、三つの問題を解決するため、民事訴訟が発生した場合に備えて、韓国のフードバンクが損害保険に加入する義務が定められています。毎年の活動規模によって損害保険料が異なります。その費用は政府が支援します。刑事上の責任は、制限的な規定だけ入っています。寄付した企業やフードバンク、フードバンクのボランティア、食品を配達する過程で関わっている全ての団体が、大きな問題があったり、意図的に悪いことをしたりすれば問題になりますが、それではなければ責任を軽くするということが決まっています。これは強制的な問題ではありません。その理由は刑事上の法律が民間の法律より上にあるので、強制的には行っていません。大きな過失というのは、冷蔵庫に保管すべきミルクを、消費期限を保てても常温で保管して寄付したことが明らかになると、過失になります。目的としての過失も、食品が腐っていることを知っていながら寄付・配達した場合が入ります。第三は企業イメージの転落です。政府がイベントを通じてフードバンクを活性化できるようにしています。多く寄付をした企業に対しては表彰を出します。

佐藤 ありがとうございます。少し話を広げていただいたのですが、元の論点に立ち戻りますと、フードバンクに行政が関与することの是非、それからどの程度どのように、ということがあるかと思えます。韓国で特徴的なのが、社会保障の中の一つのピースと言いますか、一つの部分としてフードバンクが成り立っているという印象を、視察して受けました。

ここで角崎先生にお聞きしたいのですが、現金給付と現物給付の兼ね合いと言いますか、質問票の中でも、現金給付をもっと増やせばいいといった意見もありましたし、あるいは浅葉さんのお話のように、現物給付のほうがダイレクトに困っている人に届くんじゃないかという話もありました。社会保障における現物給付と現金給付というバランスの考え方を、社会保障の研究をなさっている角崎先生にうかがいたいと思います。

角崎 非常に難しい質問をいただきました。政府の支援の限界という話がキム神父からあったんですが、まず政府の支援の限界といった場合に、質的な支援の限界という面と、量的な支援の限界という面があると理解しています。

政府による支援となると、日本でも韓国でもまず現金を渡す、所得を保障する、年金を給付するという形が一般的だと思うのですが、それで質的に問題が出るというものと、量的な面で不足が出るという、両面があると理解しています。

まず政府支援の量的な不足への対応についてです。韓国では日本と比較して所得保障とか公的扶助の制度が日本ほど充実していないという面があると思いますので、そういう意味ではとりわけ韓国において量的な面での食料支援の重要性は非常に高いと、韓国に行ったときに受けとめました。

日本と比較して韓国の公的扶助制度や年金制度がまだまだ発展途上であると認識していますので、そういった点で緊急に支援をするという点では、食料支援の重要性は高いと思います。

政府支援の質的な問題への対応については、日本と韓国の両方のフードバンクの活動にみられます。とりわけ韓国フードバンクの食料保障の質的な面についてですが、聖公会のキム神父がご報告の後半におっしゃっておられるように、食品大企業が新自由主義的に市場を乗っ取ってあまり健康的ではない食品を提供している状態に対して、聖公会が直接に農場を経営したりして健康的な食品を提供しているようにされています。これは健康的な食料をまずもって提供するという政府の現金ベースの支援ではできない重要な可能性だと受け止めました。



角崎 洋平氏

日本については、日本独特かどうかは分かりませんが、政府にお金が必要だと訴えることのスティグマというか後ろめたさが国民一般にはあります。そうした面で、まずもって食料を支援してほしい、お腹がすいたというところが入口になっているというのは、いろいろな問題を発見する際のツールというか入口になる。問題を発見するツールとして食品提供する窓口があるというのはひとつ重要なポイントなのかなと思います。それは政府の現金ベースの支援では対応出来ない問題点を補完するという面で重要な機能というか運動をフードバンクが担っていると認識しています。

佐藤 ありがとうございます。とてもすっきり整理していただいたと思います。こちらで論点をいくつか用意しましたが、論点の一つ目だけで時間がいっぱいになりました。この後、会場の皆さんから寄せていただいた質問にパネリストが答えるほうに移っていきたく思います。

まず、江南フードバンクのチャンさんに対して質問が二つございます。まず、フードバンク・フードマーケットをそれぞれ何名の職員で運営しておられますか、といった質問です。

チャン 江南フードバンクの職員は 2 名です。フードマーケットの場合、イルウォン店の職員は 3 名、デチ店の職員は 2 名、チーム長 1 名、所長 1 名、施設長 1 名、計 10 名で運営しています。



佐藤 順子氏

佐藤 二つ目の質問は、先ほどの話の中で、政府主導のフードバンクの場合どうしても支援から漏れる人がいる。けれどもそういった人がいる中で、こういった状況をどのように考えていますか、といった質問です。

チャン 江南フードバンクは、年間6,300名が利用できることは目的としています。現在、江南区で国民基礎生活受給者は11,000名を超えています。江南区に住んでいる低所得者の50%が江南

フードバンクを利用しています。1年に1回、政府の定めた条件によりフードマーケットの利用者が交替しています。利用できない人(対象から漏られた人)は近くの福祉館を通して江南フードバンクから提供されているパン、餅やおかずなどがもらえます。フードバンクの利用から漏れた人は、フードバンクとフードマーケットを同時に利用することはできないということです。その理由は、利用したい人は多いが、資源が限定されているので、政府が定めたルールに基づいて利用者を調整しています。それにもかかわらず本当に困った人は発生します。その時は緊急支援ということで、その場合は3か月、6か月、9か月の期間、支援しています。

佐藤 ありがとうございます。続きましてキム・ハンスン神父に対して、たとえばモンサントのようなグローバル企業で、何らかの問題があると思われる企業からの寄付も受け付けておられるのかという質問です。

キム 難しい、答えにくい質問ですが、もちろん社会的に問題がある企業として知られている企業からは寄付を受け付けません。しかしこのディレンマは、グローバル企業が一番寄付を多く出していることです。たとえば私はサムソンのものをできるだけ使いません。以前、カメラはニコンを使いました。今はペンタックスのカメラを使っております。この理由は、私が個人的に持っている、社会的責任に関する印象があるからです。実際に食品企業に対して、善悪を判断するのは難しいです。そのような理由で、ほとんどの企業からの寄付を受け入れている状況です。

佐藤 ありがとうございました。では浅葉さん、質問を読んでもらって、続いて回答をお願いいたします。

浅葉 まず一つ目です。「ボランティアを募集しているということですが、困窮している当事者もボランティアとして活動していますか。当事者として活動できれば、ただ与えられる人、という立場にはならず、人としての尊厳を持つことになると思います」という質問です。

フードバンク関西でボランティアをすると、給料も出ないし、それからボランティアには食べ物が全然行きませんので、そういう意味で当事者は受益者にはならないのです。よくあるケースは、炊き出しをしている団体にたくさんの食料を持って行っています。その時に炊き出しの団体の調理をする人、食品を運ぶ人、というのはみんな当事者で、その方たちが大量に料理をして配っておられる。だからそこで当事者がボランティアとして関わっていただいているということになります。

二つ目の質問です。「70人のボランティアで仕事をしていると聞きました。責任をもって仕事をするには、専任者や、専門知識を持って仕事をする人が必要であると思います。ボランティアだけで実行するのは財政的事情からですか。それとも独自の哲学によるものですか。それから、法律的な制度が日本にはないとのことですが、自治体で条例をつくる運動をしていますか」という質問です。

70人というのは、今70人になったのであって、最初は10人くらいから始まって、少しずつ少しずつ増えて、14年経ったので70人になりました。そういう意味では、責任をもって仕事をするためには専任者や専門知識を持つものが必要であると書かれているのですけ



れども、専門知識という意味では、食品衛生責任者という資格は数人が持っておりますし、専任者はこれ以上にもっと規模が拡大して、私たちの寄付が人件費を出せるほどに大きくなった段階では、すぐにでも専従の方を雇用して、働いていただきたいと思っているのですが、それがなかなか叶わないということです。

法律的な制度が日本にはなくて、何か動いていますかという質問がさらにありました。国会の討論か何かでフードバンクという言葉が出たのは 1 回くらいあるのですが、そのくらいまだ、日本の政治レベルではフードバンクが周知されていない状況で、それが結局、全国のフードバンクの合計取扱量が 4500 トンというレベルなので、まだ相手にしてもらえていないという状況があるのだと思います。フードバンク 40 団体で、アライアンスや全国フードバンク推進協会を作っていますが、そのネットワークをもっと強力にしていかないとだめだと思っています。まだそれぞれが、経済的にゆとりがない。東京に集まって議論する時間も作れない、集まるお金もないというような次元で、まだ力を蓄えていないということだと思います。

佐藤 ありがとうございます。時間の関係で全部の質問に答えることができなくて申し訳ございません。今日は長時間ありがとうございました。

先ほどキム・ハンスン神父から、なぜ韓国にフードバンクがあると思いますかという質問がありました。それは逆に、日本にはなぜフードバンクがないのですかという意味にも受け取れました。平成 26 年度の厚生労働省の国民健康栄養調査によりますと、経済的事情で食料品が買えないと答えた人が国民全体の 30 数パーセントおられます。

経済的な問題だけでなく、もしかしたら日本のほうが韓国よりも、食の質でも落ちるよう感じています。私たち一人一人が、経済的に苦しくても、そうでなくても、きちんとした食を手に取り戻すためにフードバンクはたいへん有意義な活動ではないかと考えております。今日は長時間ありがとうございました。韓国からのゲストにどうぞ拍手をよろしく願います。

